

抗議団を東京へ派遣

『陳情の段階は過ぎた』

営林署統廃合阻止馬路村民会議（会長・小松村長）は三月十八日、馬路公民館で委員会を開き、『抗議団』を林野庁に派遣することなどを決めました。

委員会には小松会長以下約三十人が出席。執行部から営林署統廃合をめぐる経過報告が行われ、同会議小委員会に村議会有林対策特別委員会（畠中住亀委員長）のメンバー全員を組み入れることに同意。小松会長ら二十三人の『抗議団』を編成、二十六日から林野庁などへ派遣、抗議文を手渡すことなどを決めました。

同会議では、これまで陳情団を派遣してきたが、もはや陳情の段階は過ぎたとし、『統廃合が強行された場合、生じる混乱は国の責任』として、一段と強い抗議姿勢に切り替えた、と説明しています。

抗議文

昭和四十七年十二月以来、林野庁は営林署統廃合については、地元の見解を十分に尊重することを言明して来たが、最近の当局の動向には明らかに地元の反対を無視し、営林署統廃合を強行せんとす

る意図の歴然たるものがあることは最早覆うべくもない事実である。このことは、国の重要施策である過疎対策緊急措置法の精神に反するものであり、営林署統廃合により、自治体としての機能を失う本村としては断じて看過することのできない重大な問題である。

吾々馬路村民は過去においても陳情、請願を重ねたが、当局は言を左右にし事態は好転せず、昭和五十二年十二月遂に営林署統廃合阻止村民会議を結成し統廃合阻止に全力を傾注することを宣言した処である。吾々は

当局が公約を無視し、村内営林署の統廃合を強行せんとする陰謀に對しては村民会議の総力を挙げて阻止することを改めて確認し、必要に応じては実力行使も辞さない決意である。

林野庁及び政府は、本村と国固有の歴史の経過をかえりみ、地域住民の生活基盤を破壊し、自治体の崩壊を来すが如き無謀な営林署統廃合は即時中止すべきである。

ここに抗議文をもって強く反省を求め、抗議する。

3月25日付高知新聞より転載

〔奈半利〕安芸郡馬路村の三月定例議会は二十三日閉会したが、注目の木引税改正が原案通り可決された。同議案は尾谷康喜議員が提案者となり、準備されたが、林野行政との関連も無視できず、県農林部、地方課との協議のため会期を八日間延長したほど。もともと革新色

馬路村

が強く、全林野労組出身議員も多い

木引税改正を可決

＝従価課税で年間一億円確保＝

『営林署統廃合へけん制？』

同議会だけに、以前から『木引税に關しては、営林署を優遇し過ぎていたのでは...』という声が強かった。尾谷議員は『これまで何度も、残り少ない天然魚梁瀬杉を乱伐しないよう、林野当局に求めてきた。しかし、林野会計の赤字を解消するため、『ドル箱』の天然杉を伐採、赤字の穴埋めにしてきた。天然杉のような貴重な資源に高い税率を課するのは当然で、今回の改正が乱伐の歯止めになれば...』と説明した。

しかしこれは建前論であって、本音は営林署統廃合をめぐる林野庁への対抗手段であることは、議会、執行部とも否定しようとしな

い。

同村執行部によると、現行の木引税は従量課税制で国有林の天然杉、ヒノキは一立方尺当たり六百円、松、モミなどは三百円、民有林の杉、ヒノキは二百円などとなっており、五十一年度決算で二千七百七十三万円の収入。このうち馬路、魚梁瀬両営林署関係分が九〇〇弱に当たる一千九百五十万円を占めている。今回の改正で従価課税制を適用すれば、天然杉の山元価格を一立方尺当たり十万円としても税率百分の三を掛けると三千円、ざつと五倍の増収が図れ、木引税だけで年間一億円を超す財源が確保できることになる。自主財源一億円といえば、奈半利町の町税（町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ消費税、電気ガス税、木引税、特別土地保有税）に匹敵する。

こうした数字から見ても、木引税改正は営林署に支出増を強いることになるわけで、『林野当局が営林署統廃合を強行するならば村にも考えがあるぞ』とする、いわばけん制策とみられる。県地方課もこの辺の事情を察してか、『統廃合が決定されていない段階で、改正条例を施行するのは時期尚早ではないか』としている。この意向を受けて今回の改正も『施行期間には別に規則で定める』こととして、

（以下二頁へ）

2月末の人口
世帯数 七〇四
男 九七六人
女 九七七人
計 一九三三人

広場 Ⅲ 広場の投稿について Ⅲ

この欄は「村民の自由な発言の場」としたいと思います。皆さんの建設的なご意見詩、短歌、随想等お寄せください。なお、多少制限もありますので、一度馬路公民館まで、お問い合わせください。

今回から三号にわたって、浅井和雄さんの「流転」を掲載させていただきます。

流転

浅井 和雄

星屑ひとつない、涯しない暗黒街を、一台の車が疾走していた。

不吉な夢

此処はどこだろうか………寺院のような処でもあるし、病院のような大きな建物のようでもある。不気味な黒塗りの大型車は、この建物の玄関広場まで来ると、ぴたりと止まった。不思議なことに車からは、誰も降りてくる様子はない。車とは対比的に、上下真っ白に映える背広を着た運転手の男は、表情一つ変えず、あごをしゃくって、病棟のような一室に合図をおくった。視野を移しふと其処をみた。

頭髪のない、つるつるした長い

頭や丸い頭がみえる。顔面は目、鼻、口の判然としない、のっぺらぼうのようで額や頭に、いくつもの大きなこぶ状の突起物があつた。

その異状に変形した複数の風貌は、苦悶に否み、心配そうな数人の姿が、ベットをとり囲むようにして、幻のようにみえた。下半身は霧の海にとざされたようで、はつきりみえない。

見るものすべてが、まるで四次元の世界から抜け出たような、身の毛もよだつ情景が、次々と展開し、清冽な戦慄が背筋を走った。スマートで姿勢のよい運転手は、一言もいはず、ハンドルを握ると、もとの闇の街に吸い込まれるように消えていった。

次の瞬間、黒い法衣をまとった御坊さんが現われた。広い道路の真ん中で北に向かって、土下座し合掌しているではないか。

「おや——あの僧侶は、たし

か四ヶ月前、姉が病没した時、葬儀のお世話になった安芸の御坊さんでは………あそこにいるのは、また何故だろう………どうも不審だ、おかしいぞ………」

ここで夢の描写は終わった。昨年二月二十二日の明け方のことであつた。

この朝女房も、「妙な不気味な夢をみた。」というのである。

運命の晩鐘

昭和五十一年（昨年）二月のこと、私の甥の配偶者は、安芸の病院に入院した。本人は頭痛を訴え当初は、病人はもちろん、甥や周囲の者も、風邪が仕事の疲労ぐらいに思っていた。

医師に診せても病名が解明されず、焦燥にかられていた。

二月十八日の朝、病院から電話があり、即刻見舞いに行った。昨夜は、呼吸が苦しくなり、酸素吸入をしようという事である。容態は良くなり、酸素ははずしていたが、点滴をしているので、

「これは大変な事だ。」と思った。甥の弘二を呼んで、高知の専門医に行くようすすめた。彼女の兄弟も転医させた。主治医と交渉をもつたが、病人の体が衰弱しているし、心電図、脳波もとり、病状の回復を待たなければ、遠くには動かされない状態であつた。こ

の時医師は、

「病人の生命は、請け合うから………」と甥に言ったようである。

この日の午後は、カユに果物も食べはじめ、付き添いの里の母とも話したり、快方に向かう良好な兆しをみせていた。

「千賀さん、病氣も峠を越してよかつた。もう次第に良くなるし元氣を出して頑張りよ。」と慰めること、うなづいて、

「叔父さんどうも………子供のことをたのみます。」といった。

「子供の事は、何にも心配せず早う病氣を治して帰るように………また、見舞いに来ます。お大事に………」と言ひのこして病院を出た。

翌日も順調に経過がよく、彼女のきょうだい達も高知、高松、大阪と、それぞれの自宅に帰っていた。

しかし不幸にして、これが彼女との最後の対面となろうとは、神ならぬ、身の知る由もない事であつた。本人も良くなるものと信じていたし、暗い影はどこにもなかった。

それから数日後の昼前のこと、意識がなくなつたという突然の知らせがあつた。奇しくも、前章の悪夢から覚めた日のことである。

病院では、生家の母と甥が付き添っていたが、容態の急変により、親族の近親者が集まつてきた。い

よいよ重大な局面を迎えたのである。高松から、彼女の実兄が駆けつけてきた。

「千賀子………なんでこんなになつたんや………」彼は声を震わせ慟哭した。

春まだ浅い病室のベットの上に、酸素吸入器が取り付けられ、点滴をしながら、看護婦が手動で酸素を送っていた。

深夜まで看護婦さんが交替で、吸入と注射に付き添ってくれ、その後は、自動装置の酸素吸入に切り替えられた。不安なまなざしで見守るゆかりの者に囲まれて、病人は、何の反応も示さず、重苦しい一夜は明けた。

高知の中央病院から、脳外科専門の先生の往診を受けた結果、もう十中八、九むつかしいと言われた。彼女をとりまく身寄りの者は、それぞれ同じ思いで、一筋のぞみを懸けていたが、そのひたすらなのぞみも断ちきられた。

二月二十四日、ついに彼女は蘇生することなく、甥や母、きょうだい達に看取られながら、享年三十七歳の生涯をとじた。

それにしても、最後の死亡診断書を受け取る前々日まで、病名が解らなかつた事は、いかにも残念であつた。

死因は、蜘蛛膜下出血であつた。

この運動は、すべての者に交通安全思想を普及徹底し、正しい交通ルールの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

- 一、飲酒、暴走運転の追放
- 二、歩行者及び自転車利用者、特に子供と老人の交通事故の防止

4月6日～4月15日 春の全国交通安全運動実施中

- 新入学期にあたるため特に通学（園）路における学童等を保護しましょう。
- 三、シートベルトの着用

これらのことを推進し、交通事故のない明るい村にしようではありませんか。

当安芸警察署管内においての、昨年の交通事故死者十一名、傷者二百二十一名と悲しい数をかぞえており、中でも現在の交通事情のもとで、最も弱い立場にあるお年寄りや、お子さんの事故の多いことは、残念でなりません。

こうした事故の大半は、ドライバーの運転上の注意もさることながら、被害者側の注意が行き届かなかったこともあげられます。

お互いに、注意、指導して安全を図るよう協力を!!

みんなで加入しよう!!

スポーツ安全協会傷害保険

従来より両体育会では、各種のスポーツ活動を計画し実行してまいりましたが、その活動（行事）中に生じた事故等により傷害を被った場合、これを補償するために、この保険制度を活用して救済措置を講じ、社会一般における体育、スポーツ活動等の普及振興に努めています。

本年四月一日より、新たに保険が開始されます。できるだけ多数の方が加入され、スポーツ等が楽しく行えますようぜひお願いします。尚、保険加入者は、馬路、魚梁瀬体育会の会員となります。

内容については次の通りです。

- 一、対象となる事故
- ① 被保険者（保険加入団体の団員）の所属する団体の管理下における活動中の傷害。
- ② 団体が指定する集合、解散場所と被保険者の住所との通常の経路往復中の傷害。
- 二、保険料及び保険金額（図参照）
- 三、保険金の支払い方法
- ① 死亡保険金………傷害の日から、百八十日以内にその傷害がもつて死亡した時………（三百万円）
- ② 後遺障害保険金………傷害

① 死亡保険金………傷害の日から、百八十日以内にその傷害がもつて死亡した時………（三百万円）

の日から、百八十日以内にその傷害がもつて後遺障害が生じた時………その程度によって保険金の三割～百割

② 医療保険金………医師の治療を受け、平常の生活または事務ができるようになるまでの間、治療日数一日につき、医療保険日額をお支払いします。（事故の日から百八十日を限度とする）

ただし通院の場合………九十日限度
入院の場合………百八十日限度

保 険 料	
300円	
死亡・後遺障害	
保 険 金 額	
3,000,000円	
医療保険金日額	
通 院 中	入 院 中
1,000円	1,500円

四、保険金が支払われない場合
傷害事故であっても、傷害保険普通保険約款及び特約事項に定められているものには、保険金の支払いはなされません。

なお、昭和五十二年度の加入状況は次のとおりです。

- 馬路 二百三十名
- 魚梁瀬 百五名
- 支給対象者 二名
- 支払い金額 十四万一千五百円
- 馬路・魚梁瀬両体育会・馬路村教育委員会

昨年二月に馬路地区全戸を対象として、馬路婦人会が実施したアンケート結果により、従来の婦人会だけでなく、公民館も推進母体として、祝儀 二千元 不祝儀 千円 おかえしなしを基準額（近親者等は対象としない）が決定され、各方面から「基準額を決めて下さった事は、大変良いことをしてくれた、このまま強力に押し進めてほしい」との声がある反面、「祝儀 二千元は、いまだき安すぎて恥かしい。早くアンケート調査をしてみよ！三千元が大多数よ。」の声も、一部にひらがりつつあります。

馬路地区の祝儀について 基準額2000円は低いかな？

物価も上昇している現状もありますが、周知の方法が徹底していなかった点も考えられます。婦人会員の方は、正しく理解し

ていたが、広報に、祝儀 二千元が大きく出て、読まれて「近親者等は、対象としない。」が読まれていなかったのではとも思いますが、又馬路地区では、ほとんどが親族で、お祝い等にしても親しい人や親族が多いために、考え違っている方もいましょう。

本年には、アンケート調査も再び行われる事と思いますが、もし現行基準額について、適当四割不適当六割 又は適当三割 不適当七割と出た場合、不適当多数、即基準額を引き上げる事については、大問題です。現行額を適当とする少数意見の者を切りすてて、基準額を引き上げれば、それがたとえ基準額であっても、その金額以下の祝儀は、もっていけなくなると思っています。現に、二千元を適当とし、守っている方もいますから……。

また、「皆が守らないから、自分も守らない。」の考え方をする人もいると思いますが、この点については、誤っていると断言できません。社会のルールには、胸をはって自分から実行するべきです。以上色々述べましたが、基準額への理解と推進に役立てば幸いです。

皆様の御意見を、お待ちしております。

投稿より (K・K)

民具の収集について

馬路村文化財調査委員会

いま、馬路村文化財調査委員会

では、馬路村の歴史を永く後世に伝えるために、形の有るものや、形の無い民俗文化を集めています。

そこで、昔の歌や踊り、むかしばなしなど、フィルムや録音に集録したいと思っています。また、形のある物(有形民俗文化財)は、教育委員会で大切に保存しています。村民の皆様方の積極的な御協力をお願いします。

形のある民具とはどんなものを指すか、その目やすとして、文化庁の分類によって、日常生活全般にわたっての品名を、数回に分けてお知らせします。

◀写真は収集済みの一例



民具調査

用途分類による民具の概要その1

一 衣・食・住

(1) 衣

(A) 服物

(イ) かぶりもの

てぬぐい、ふろしき、

ずきん、かき、ぼうし

(ロ) 着物類(上体につけるもの)

たすき、てっこう、は

だぎ、そでなし、はん

てん、など

(ハ) 前掛袴類(下体につけるもの)

ふんどし、こしまき、

帯、前掛、ももひき、

山袴、はばき、きやは

らなど

(二) はきもの

足袋、つまかけ、ぞう

り、わらぐつ、かんじ

き、げたなど

(ホ) 雨具・防寒具

みの、かっぱ、こしま

の、かさなど

(B) 結髪、化粧用具

くし、こうがい、鏡、

油つぼ、おはぐろ道具

いれずみ道具など

(C) 裁縫、洗濯用具

針箱、へら台、たらい

(2) 食

(A) 食料(品種標本)

(B) 貯蔵用具

桶、樽、米櫃、かめ、か

ます、俵、ゆすぎなど、

(C) 炊事用具

鍋、釜、ざる、かご、こ

しき、なべしきなど

(D) 調理、調整具

まないた、ほうちよう、

すりばち、木鉢、粉挽道

具、豆腐製造器、はんぼ、

もろぶたなど

(E) 保存、加工用具

梅干がめ、漬物桶など

(F) 醸造、製造用具

味噌樽、醤油がめ

(G) 嗜好品用具

茶臼、茶桶、盃、德利、

銚子、きせる、煙草盆、

煙草入れ、どうらんなど

(H) 飲食器

箸、碗、皿、鉢、杓子、

膳、飯鉢、重箱、弁当入

れ、さいまろ、もつそな

(I) その他

神仏に供える器など、

(3) 住

(A) 屋敷構え(配置、施設)

母屋、隠居屋など

(B) 住居

建具、造作(大戸、板戸

障子、戸だな、神だな等)

いろいろ、かまど(火か

ぎ、てつき、火だな)

(C) 付属建物

(D) 家具・調度

衝立、火鉢、机、あんど

ん、燭台、ちようちん、

発火具、行李、長持、ご

(E) 寝具

(F) 建築習俗用具

地づき用具、棟上関係品

(G) その他

次号では、「生産、生業」に関

係のあるものを載せます。

日誌

11月

1日 元日

2日 体育始め(魚梁瀬)

3日 体育始め・成人式(馬路)

4日 御用始め

6日 消防出初め式

15日 成人の日

25日 馬路村議会(臨時会)

25日 新入児身体検査(魚梁瀬)

26日 新入児身体検査(馬路)

28日 馬路中学校校内駅伝大会

12月

2日 文化財調査委員会

馬路小学校学校閉鎖(集

団風邪)馬路中学校一年・

二年学級閉鎖(集団風邪)

10日 魚梁瀬小学校校内マラソン

大会

11日 建国記念日

14日 魚梁瀬中学校校内マラソン

大会

16日 馬路小学校校内マラソン大

会

17日 村同和教育指導者学習会

(馬路)

20日 青少年育成村民会議発会式

(馬路)

23日 公民館結婚式(上総・岡田

家)

27日 村内校長・教頭会

28日 森林組合・農協組合定期総

会

12月

2日 ソフトボール教室(馬路)

3日 魚梁瀬中学校長・島崎英夫

先生御逝去・5日葬儀

4日 魚梁瀬小中学校相撲場落成

式

6日 15日 馬路村議会(定例会)

7日 三署合同営林署植樹祭(馬

路小学校周辺)

15日 庄屋祭

16日 馬路中学校卒業式

17日 森林組合山祭り

19日 魚梁瀬中学校卒業式

21日 春分の日

22日 馬路保育所卒園式

23日 馬路小学校・魚梁瀬小学校

卒業式

24日 魚梁瀬保育所卒園式

子供達の健全育成を願って!!

＝青少年育成馬路村民会議結成される＝

最近、特に新聞紙上をにぎわしている、青少年非行については、皆さんも関心あることと存じます。この青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く村民の総意を結集して、行政施策と呼応して、次代の日本をになう青少年の、健全な育成を図ることを目的として、二月二十日、青少年育成馬路村民会議が結成されました。

具体的な事業内容

については、今後運営委員会で協議、推進されますが、「青少年団体の育成」、「家庭の日——第二日曜日——の普及」等々、子供達の非行化防止、健全育成のための諸活動が計画されています。

役員は次のとおりです。

- 会長 西野 寿雄
- 副会長 岡野 利幸
- 監事 岩城 明信 永吉 仁志

運営委員

- 松本 秀継 川村 栄
- 清岡 博基 中屋 博義
- 清岡 令子 栢山 美恵
- 三宅 重雄 萩野 轟
- 岡田 長康

事務局

教育委員会

昨年十二月一日、民生児童委員一斉改選により、私達八名が新しく委嘱されました。

地域住民の福祉向上の為、社会奉任活動が使命であることを深く認識し、熱意を以って職務に当たれることをお誓いしたいと思います。

村執行部福祉事務所等、指導機関の良き協力者であると共に、村内各福祉団体等と連携を密にし、豊かな社会づくりを目標に努力いたします。

民生児童委員に委嘱されて

西野 寿雄

生活保護等要援護に関することは、当然のこととして、老人福祉の身体障害者、青少年児童、母子福祉、その他、各種証明等それぞれの心配ごとに応じ、各種相談員と共に、相談活動を通じ、福祉サービスに努力いたします。

悩みや心配ごとなど、地域担当の委員を御利用申し出て下さい。個人の秘密は厳守し、その解決の為努力いたします。各委員の担当など御知らせいたします。

民生委員協議会

総務（朝日出及び村全般）

西野 寿雄

副総務（影兼会計）

岩城 明信

婦人部長（東川） 大田 高子

委員（日浦） 岩城 佳子

（相名） 清岡 敏光

（中川） 萩 代美子

（魚梁瀬） 手島 齡子

（魚梁瀬） 萩野 泰久

住民課だより

国民年金の保険料は忘れずに納めましょう。

国民年金の保険料の納期は、次のように定められています。

四月～六月分 七月三十一日

七月～九月份 十月三十一日

十月～十二月分 一月三十一日

一月～三月分 四月三十日

この納期までに保険料が納められていませんと、障害年金や母子年金が受けられないことがあります。納め忘れがないか、もう一度領収証などでお確かめください。

もし、昨年の四月から今年の三月までの間に納め忘れがあれば、四月末までに必ず馬路村役場へ納めてください。なお、それ以前の保険料で未納となっているものは、二年以内ですと納められますので、馬路村役場へご相談ください。

国民年金の保険料を納めずにお

きますと、二年すれば納めたくても納められなくなり、将来老齢年金も受けられないようになることでもあります。そのようなことにならないよう、国民年金の保険料は忘れずに納めましょう。

国民年金の保険料が引上げられます。

国民年金の保険料が今年の四月から、一カ月二千七百三十円に引き上げられます。

国民年金では、支給する年金額の差を保険料で、残りの差を国庫負担でまかなっております。すでにご存知と思いますが、老齢年金

をはじめとする各種の年金は毎年引上げられ、今年も7.6%の引上げが予定をされております。年金額の引上げ以外に受給者もまた年々増加しております。

このようなことから、年金財政は非常にきびしくなっており、年金額の引上げにあわせて保険料も毎年引上げられてきました。こうした保険料の引上げは今後も続けられることになっております。

加入者の皆さんにはご負担をおかけしますが、国民年金制度をより良くするためご協力をお願いします。

教育の窓

第二十三回高知県読書感想文コンクールに於いて、小学校の『部優秀作品に入賞した作文を紹介します。』

アリの世界

魚梁瀬小学校

四年 藤島裕之

このごろ ぼくの家にアリがきます。ちりばちりあめのつつみ紙や ヤクルトのいれものなんにでもきます。このあいだの土曜日の朝もびつくりしました。それは

台所に 黒いすじのようにたくさんアリのアリの きていたからです。去年の秋、ぼくは「科学のアルバム」という本のシリーズを十

さつぐらい かってもらいました。このシリーズは 大へん写真が美しいです。その中に「アリの世界」というのでアリのことがついている本がありました。

クロヤマアリは春、一番はじめに活動するアリです。ぼくは三月ごろに クロヤマアリが大きな土のかたまりをあごではさんで、運んでいるのを見ました。ぼくはとても力強いと思いました。

ぼくは、こんな虫が大好きです。中でも 小さくかわいいものがす

きです。もちろんアリもだいすきです。ですが、アリがえものをとるときはちよつといやです。でもぼくは、

「死んでしまったものはしょうがない」

と思って、アリのてだすけをしませす。たとえばアリがうんしようんしよともつてくるのを、手でつかんで、すにはこんでやるのです。

次にクロオオアリがでてきます。クロオオアリは、とてもつよいあごをもっているとおもいます。

それは、ずっとまえクロオオアリにかたいあめをやつたところ、つよいあごで、あめを、かみくだいたからです。

どんな種るいのアリでも、女王アリと、おすアリは、けっこんし

ます。クロオオアリたちは、二十メートルもの上空でけっこんしきをします。けっこんしきがすんだらおすは死にます。

サムライアリは、クロヤマアリのゆうかいはんにんみたいなものです。さなぎをゆうかいしてきて、どれいにするのです。でもころしはしないので、あながいやさしいのだと思います。ぼくは、サムライアリにさらわれたクロヤマアリはどうしてにげてこないのか、とおもいますが、たぶん、さなぎのままさらわれてきて帰る道を知らないから、帰って、これないと

おもいます。もしかえてもてきのアリと、かんちがいされるのちにちがいありません。

ほとんどのアリがアリマキばくじようをもっています。この本には、アリが、しよっかくで、アリマキをたたくと、アリマキのし

りからあまいみつをだすとかいてありますが、それは、人間のもつている、ぼくじようの中のうしがちくびをつまんでもらつて、ぎゅうにゆうをだしてもらうのとい

つしよのことだとおもいます。ほかにアリはシジミチョウの、よう虫や、カイガラムシなどもたすけあっています。

アリはとてもふしぎなこん虫です。それは土の中にすんだり社会を作つて生きているからです。

これからも、この本をよみながら、もつとくわしくアリを、かんさつしたいです。

評

去年かつてもらった「科学のアルバム」という本を、いつも読んでいて、そして、アリのようすを観察しているところにぬうちがありますね。

本で読むばかりでなく、実さいにやつてみたり、毎日のくらしの中で、深く考えてみたりすること

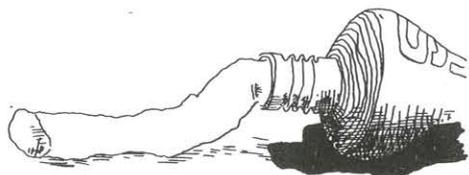
がたいせつだということを、この感想文は、おしえていていると思います。

ご卒業おめでとうございます

<魚梁瀬中学校卒業生の動向>

<馬路中学校卒業生の動向>

氏名	保護者	進路状況	氏名	保護者	進路状況
平 政彦	耕 栄	安芸高校	井 上 博文	順 一	安芸高校
手 島 博幸	卓 司	中芸高校	井 上 力夫	茂 則	ニチフ工場
手 島 雅弘	輝 男	安芸職業訓練校	大 野 孝則	烈	安芸高校
中 島 大介	久	安芸高校	尾 谷 倫章	昇	安芸工業高校
細 川 正明	達 喜	安芸工業高校	小 野 真利夫	高 寿	〃
山 崎 準司	容 臣	安芸職業訓練校	上 総 保幸	忠	安芸高校
門 田 美智代	邦 夫	安芸高校	川 本 龍也	文 雄	高知工業高校
坂 本 恵美	周 一	中芸高校	谷 井 慎二	誠 二	安芸高校
谷 村 美香	正 義	安芸高校	橋 本 博道	雄 幸	高知高校
手 島 真実	次 雄	〃	平 山 一志	崇	安芸工業高校
手 島 美奈	春 美	〃	古 田 重昭	覚	〃
新 居 一	幸 雄	〃	村 山 康博	徳 生	安芸高校
			森 高 正裕	西尾藤恵	高知工業高校
			岩 城 美由姫	幸 茂	安芸高校
			尾 谷 智加子	明 男	〃
			久 保 尚子	明 郎	〃
			小 松 由香子	辰 夫	〃
			武 井 洋子	孝 栄	高知高校
			中 山 加代美	勇 雄	安芸高校
			山 中 久美	剛 郎	〃



道標

=24=

部落に対する あやまった考え方

解放への歩み

(四) 水平社創立と運動

大正三年の第一次世界大戦のころになると、軍国化政策のなかで国民の生活は、しだいに苦しくなってきました。

大正七年政府は、シベリアに出兵することをきめました。この時期を利用して、大商人たちが米の買い占めをしようとしたため、米価が日々につり上げられ庶民大衆は、米が買えず困っておりました。たまたま富山県の漁村のおかみさんたちが、米の安売りを要求して、打ちこわしをおこなったことがきっかけとなって、米の値上りに苦しむ人たちが、自発的に立ちあがり、全国的な「米騒動」に発展しました。

奨学生募集中

村では、ただいま奨学生を募集しています。高校生月額一万五千円以内、大学生月額二万円以内の貸付額で、馬路村に本籍のある方、馬路村内で義務教育九ヶ年を修了した方も対象になります。

これにたいし政府は、軍隊まで動員して鎮圧するとともに、この暴動は、部落の人びとが中心だから、部落に利用されないようにという事実に対する声明をだして、民衆のなかにある差別意識を、たくみに利用した分裂政策をとりました。

いっぽうでは、国民多数の参政権を求める運動や、婦人解放運動や、ロシア革命の影響による社会主義運動など、大正デモクラシーとよばれる民主主義の思潮は、部落の人びとを刺激し、めざましました。

そして、いままでの部落改善運動や、部落にたいする同情融和思想をのりこえて、部落民自身の力で解放を勝ちとろうという、動きが全国的に高まってきました。

なお、医科大学に進学する場合等、増額する場合があります。その他条件もごさいますので、くわしく知りたい方は、教育委員会（電話二十二番・又は七六七五番）までお問い合わせ下さい。第一回締切日は四月十五日です。

た。

差別にたいするはげしい怒りの爆発は、一部ではいきすぎた面もありました。しかしそれは、当時の差別のきびしかったことを、表わしていることでもあります。

政府は米騒動に、部落の人たちがかなり多く参加したことに驚いて、大正九年に内務省の社会局にはじめて、地方改善費として五万円を予算化しました。しかしこれらの改善事業は、部落のおかれていきびしい差別と貧困の現実に目をむけ、正しい部落の解放をかんがえるものではなくて、治安対策のためであって、たんなる同情融和的な発想の施策にしかすぎませんでした。

このようななかで、水平社の運動は、政府、警察などによるいろいろな迫害や苦難にあいながらも、ひるむことなく人権確立のたたかいをすすめていきました。

昭和八年には、高松差別裁判事件というものがおこりました。この事件は、香川県の一部落青年が、部落外の女性と結婚の約束をして同棲したところ、結婚に反対する女性の父親の訴えにたいし、高松地方裁判所は「被告は部落の人間でありながら、それをかくし、相手をだまし結婚したのは詐欺である。」という理由で、有罪にしました。

差別身分を法的に認めたと意味で、きわめて悪質な差別裁判でありました。

水平社は差別裁判とり消しのために、全国的な運動を展開し、不当な差別裁判とり消しを司法大臣に要求してたたかい、ついに司法当局は、裁判の不当を認め、青年二人を釈放し、裁判長は退職、検事と警察署長は、左遷という処分を行いました。

この事件の意義は、不当な差別裁判の判決をとり消せたと同時に、水平社の組織をさらに拡大するとともに、水平社内部にあった階級闘争偏重の考え方を克服し、いわば生活と権利を守る運動、近代的市民権の要求運動として、団結を固め強めていったことでもあります。

しかし、昭和十二年の日華事変からはじめる戦争の中で、すべて民主的な運動は、戦争遂行のためにという名目のもとに、つきつぎにつぶされていきました。

訂正とお詫び

前号（第68号）表紙に掲載しました馬路小学校給食室工費75,000千円とあるのは、7,500千円の誤りでしたので、訂正しお詫び致します。